

空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、第2次世界大戦当時に空でつながっていた旧海軍飛行場ゆかりの地にある地方公共団体、観光関係団体、地域活動団体及び事業者等が、全国的なネットワークのもとに連携、協力して、現在の平和が、尊い犠牲の礎の上にあることを後世に伝えていくとともに、平和をテーマとした文化振興、観光振興、地域の活性化などを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、戦争遺産等を活用した平和をテーマとする次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 調査研究事業
- (2) 情報発信事業
- (3) 交流観光事業
- (4) 普及啓発事業
- (5) 教育研修事業
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、正会員と賛助会員をもって構成する。

2 正会員は、協議会の目的に賛同する公共的な法人及び団体等とする。

3 賛助会員は、協議会の目的に賛同する民間企業等の事業者とする。

(会員資格)

第5条 協議会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより入会の申込をしなければならない。

(経費負担)

第6条 協議会の事業活動に必要な費用に充てるため、正会員及び賛助会員は別に定める額を支払うものとする。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を提出したときは、総会の承認を経て、退会することができる。

(役員の設定)

第8条 協議会は、役員として、会長1名、副会長2名以内及び監事1名を置く。

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了の後も後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員職務)

第9条 会長は、協議会を代表してその業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の業務執行の状況を監査する。

(役員等の選任)

第10条 会長、副会長及び監事は、正会員の代表者の中から総会の議決により選任する。

- 2 会長は、協議会に顧問及びアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、幹事会及び作業部会とする。

(総会)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会として毎事業年度開始から4か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
 - (1) 役員選任
 - (2) 代表幹事及び幹事選任
 - (3) 作業部会設置
 - (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (5) 事業報告書及び収支決算書の承認
 - (6) 規約の制定及び改正

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長をもって充てる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、全正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第17条 総会の議事は、議事録を作成し記録しなければならない。

2 議長及び議長の指名する総会に出席した1名の会員は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(幹事会)

第18条 協議会の事業の円滑な推進を図るため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織し、必要に応じて代表幹事が招集し主宰する。

3 幹事会は、総会に付すべき事項のほか、協議会の業務に必要な事項を協議・決定する。

(作業部会)

第19条 専門的な事項を検討するため、必要に応じ作業部会を設置することができる。

2 作業部会の構成員は、幹事会において指名する者をもって構成する。

3 作業部会の構成及び運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第20条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(事務局)

第21条 協議会の事務を処理するため、会長の属する組織に事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 30 年 7 月 28 日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第 8 条の規定に関わらず、設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 3 設立当初の会計年度は、第 20 条の規定に関わらず、設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。